

徳島県災害医療コーディネーター設置要綱

(設置)

第1条 徳島県災害対策本部条例第5条に基づき、地震や事故等の災害によって人的被害が発生した場合において、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、徳島県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

(委嘱及び任期)

第2条 知事は、災害医療に精通し、かつ徳島県の医療の現状について熟知している者をコーディネーターとして委嘱する。

- 2 コーディネーターとして適当な者の内、県職員については政策監が指名する。
- 3 コーディネーターの任期は2年以内とする。
- 4 コーディネーターは、業務を行うことができなくなったときは、速やかに知事に委嘱状を添えて、解嘱を申し出るものとする。
- 5 知事は、第1項のコーディネーターに加え、必要と認めた場合は、災害医療に精通した被災地内外の者を、期限付きでコーディネーターとして委嘱する。

(配置)

第3条 徳島県全体の災害時医療活動を調整するコーディネーターとして、徳島県災害対策本部医療政策班に総括災害医療コーディネーターを置く。

- 2 被災地内の災害時医療活動を調整するコーディネーターとして、2次保健医療圏毎に、現地災害医療コーディネーターを置く。
- 3 その他専門的な対応が必要な分野において、コーディネーターを置く。

(業務)

第4条 コーディネーターは、災害時において、知事の要請により、以下の業務を行う。

- (1) 県災害対策本部や市町村等に対して、災害医療体制の確保について助言を行うこと
 - (2) 被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整を行うこと
 - (3) 被災地内外から派遣される医療救護班等の配置調整を行うこと
 - (4) その他、災害時における医療提供体制の確保に関すること
- 2 コーディネーターは災害が発生し、必要と判断した場合は、知事の要請を待たずに業務を開始することができる。ただし、その場合には、活動開始後、速やかに知事に報告を行うものとする。
 - 3 コーディネーターは、災害の状況により、第1項各号の業務を行えない場合は、知事へ、その旨報告を行う。
 - 4 知事は、必要と認めた場合は、現地災害医療コーディネーターに対し、県災害対策本部医療政策班及び他の圏域での活動を要請することができる。
 - 5 知事は、災害医療活動が安定した場合は、コーディネーターに対する活動要請を解除するものとする。

6 コーディネーターは、その活動を終了するにあたっては、県医療政策課長又は被災地を所管する保健所長等に対し所要の事項を引き継ぐものとする。

(活動場所)

第5条 コーディネーターは、徳島県災害対策本部医療政策班、災害拠点病院、供用可能な公共施設、その他知事が適当と認める場所において業務を行う。

(秘密を守る義務)

第6条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

第7条 県職員以外のコーディネーターの実費弁償は、知事の要請により業務を実施した1日につき、「災害救助法施行細則」(昭和三十二年徳島県規則第三十八号)別表第2に定める額を支給する。

2 県職員以外のコーディネーターが、その業務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和三十九年七月十日徳島県条例第六十四号)の例により、扶助金を支給する。

(平時の体制)

第8条 コーディネーターは、災害時において円滑に業務にあたれるよう、平時においては、各分野コーディネーターをはじめ市町村等関係機関との連携を図るものとする。

(事務)

第9条 コーディネーターに関する事務は、保健福祉部医療健康総局医療政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターの活動に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月14日から施行する。